

大阪市赤十字奉仕団組織要綱

制定 昭和 28 年 3 月

最近改正 昭和 55 年 1 月

1 趣 旨

本団は、博愛精神により日本赤十字社の行う各種事業に協力奉仕するとともに、地域社会の福祉を増進して、その向上発展を図るため篤志奉仕を行う。

2 組 織

(1) 構 成

ア 町赤十字奉仕団は、概ね町（丁目）の区域に居住する者又は事務所、事業所、営業所等を有する者をもって構成し、その世帯（事務所、事業所、営業所等を有する者を含む。以下同じ。）の数は、原則として 150 世帯以上とする。

イ 町赤十字奉仕団は、その区域を分けて班を設ける。班は、概ね 20 世帯をもって構成する。

ウ 連合赤十字奉仕団は、概ね小学校区域内の町赤十字奉仕団をもって構成する。

エ 区赤十字奉仕団は、区内の連合赤十字奉仕団をもって構成する。

オ 市赤十字奉仕団は、区赤十字奉仕団をもって構成する。

カ 町赤十字奉仕団及び連合赤十字奉仕団を新設、分割、又は併合する場合は、区赤十字奉仕団を経て市赤十字奉仕団の承認を受けるものとする。

(2) 名 称

ア 町赤十字奉仕団は、当該町（丁目）名を冠して大阪市〇〇区〇〇連合〇〇町赤十字奉仕団とし、又は、一連番号を付して大阪市〇〇区〇〇連合第〇町赤十字奉仕団という。

イ 班は、一連番号を付して〇〇町赤十字奉仕団第〇班又は第〇〇町赤十字奉仕団第〇班という。

ウ 連合赤十字奉仕団は、地域名（概ね小学校名）を冠して大阪市〇〇区〇〇連合赤十字奉仕団という。

エ 区赤十字奉仕団は、行政区名を冠して大阪市〇〇区赤十字奉仕団という。

オ 市赤十字奉仕団は、大阪市赤十字奉仕団という。

3 任 務

- (1) 町赤十字奉仕団は、本団の目的を達成するための活動単位とする。
- (2) 班は、本団の目的を達成するための活動体とする。
- (3) 連合赤十字奉仕団は、町赤十字奉仕団及び区赤十字奉仕団との連絡調整を図り、事業の計画・推進並びに助成にあたる。
- (4) 区赤十字奉仕団は、連合赤十字奉仕団及び市赤十字奉仕団との連絡調整を図り、事業の計画・推進並びに助成にあたる。
- (5) 市赤十字奉仕団は、区赤十字奉仕団との連絡調整を図り、事業の審議、研究、計画及び助言にあたる。
- (6) 市赤十字奉仕団又は区赤十字奉仕団は、日本赤十字社大阪府支部市地区本部又は区地区との連絡を図り、日本赤十字社の事業の円滑な運営に協力する。
- (7) 本団は以上のほか、次の任務を行う。

- ア 赤十字奉仕団大阪府支部委員会の事業に協力し、その推進と円滑な運営にあたる。
- イ 本団と目的を一にする他の団体と連絡協調し、相互の事業の円滑な運営を図る。

4 役 員

(1) 種 類

- ア 班に班長1名を置く。
- イ 町赤十字奉仕団、連合赤十字奉仕団及び区赤十字奉仕団にそれぞれ団長1名、副団長若干名及び会計監事2名以内を置く。
- ウ 市赤十字奉仕団に団長1名、副団長若干名及び常任委員若干名を置く。
- (2) 選任方法

ア 班

班長 大阪市地域振興会の班長をもって充てる。

イ 町赤十字奉仕団

団長、副団長及び会計監事 大阪市地域振興会振興町会のそれぞれの役員をもって充てる。

ウ 連合赤十字奉仕団

団長、副団長及び会計監事 大阪市地域振興会連合振興町会のそれぞ

れの役員をもって充てる。

工. 区赤十字奉仕団

団長、副団長及び会計監事 大阪市地域振興会区地域振興会のそれぞれの役員をもって充てる。

オ. 市赤十字奉仕団

団長、副団長及び常任委員 大阪市地域振興会のそれぞれの役員をもって充てる。

(3) 委 嘴

町赤十字奉仕団、連合赤十字奉仕団又は区赤十字奉仕団の役員に選任されたときは、市赤十字奉仕団への届出により、町赤十字奉仕団又は連合赤十字奉仕団の役員にあっては区赤十字奉仕団が、区赤十字奉仕団長にあっては市赤十字奉仕団長が委嘱する。

(4) 任 期

- ア 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- イ 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- ウ 特別の事情があるときは、市赤十字奉仕団役員会の決議により、役員の任期を1年以内に限り延長することができる。

5 役員会

(1) 構 成

役員会の構成は、次に定めるところによる。ただし、必要に応じ女性部長を加えることができる。

- ア 町赤十字奉仕団役員会は、町赤十字奉仕団正・副団長及び班長をもつて構成する。
- イ 連合赤十字奉仕団役員会は、連合赤十字奉仕団正・副団長及び町赤十字奉仕団長をもって構成する。
- ウ 区赤十字奉仕団役員は、区赤十字奉仕団正・副団長及び連合赤十字奉仕団長をもって構成する。
- エ 市赤十字奉仕団役員は、市赤十字奉仕団正・副団長及び区赤十字奉仕団長をもって構成する。
- オ 市赤十字奉仕団常任委員会は、市赤十字奉仕団正・副団長及び常任委員をもって構成する。

(2) 運 営

役員会は、必要に応じそれぞれの会長が召集し、座長となる。

6 会 費

本団運営のため必要に応じ、会費を徴収することできる。

7 会 計

(1) 町赤十字奉仕団、連合赤十字奉仕団及び区赤十字奉仕団の予算及び決算は、それぞれの役員会で承認を得るものとする。

(2) 会計年度は、毎年4月に始まり翌年の3月をもって終わる。

8 部 制

(1) 本団の円滑な運営を図るため町赤十字奉仕団、連合赤十字奉仕団及び区赤十字奉仕団に次の部を置く。ただし、市赤十字奉仕団と協議のうえ、必要に応じ次に掲げる部以外の部を置くことができる。

ア 総務部 イ 会計部 ウ 協力部 エ 社会福祉部

オ 環境衛生部 ハ 災害救助部 キ 女性部

(2) 前号に掲げる部のうち、協力部及び女性部を除く部の部長は、町赤十字奉仕団にあっては班町会が、連合赤十字奉仕団にあっては町赤十字奉仕団長会が、区赤十字奉仕団にあっては連合赤十字奉仕団長会が推薦する役員の中から、それぞれの団長が指名する。

(3) 協力部長は、それぞれの団長が兼務する。

(4) 女性部長は、町赤十字奉仕団にあっては女性団員の中から、連合赤十字奉仕団にあっては町赤十字奉仕団女性部長の中から、区赤十字奉仕団にあっては連合赤十字奉仕団女性部長の中から、それぞれ互選する。

附則 この要綱は、昭和28年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、昭和34年6月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、昭和50年6月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、昭和55年1月1日から施行する。ただし、区赤十字奉仕団会計監事及び会計に関する改正規定は、昭和55年4月1日から施行する。